

## はじめに

人口減少や少子高齢化，市民ニーズや価値観の多様化・高度化，施策の選択と集中を余儀なくされる厳しい財政状況など，旭川市政は現在，極めて厳しい環境にあります。このような中で，市民の理解と信頼を得ながら，市民の満足度の高いまちづくりを進めていくためには，行政としての説明責任を的確に果たすとともに，市民との円滑なコミュニケーションを進めていくことが極めて重要です。

また，本格的な地方分権と自治の時代の中で，地域の独自性を生かした，個性豊かで活力に満ちたまちづくりが求められています。今後，本市が旭川の独自性を生かし，他の自治体との差別化を図っていくためには，まちの様々な魅力や特性を市の内外に広くアピールして，本市に対する認知度やイメージの向上を図っていくことも重要となります。

こうしたことから，今後の市政運営において，広報活動が果たすべき役割は大きくなっていくと考えられますが，近年はインターネットをはじめとする情報媒体の多様化などに伴い，市民などの情報環境も大きく変化しています。その中で効果的で効率的な広報活動を行っていくためには，これまでの概念や手法を単に踏襲するのではなく，より戦略性の高い広報活動を行っていくことが不可欠といえます。

本戦略プランは，市政を取り巻く環境の変化に対応し，限られた予算の中での的確な広報活動を展開するための指針として策定するものです。今後，職員一人一人が本戦略プランの趣旨に基づき，積極的に市民とのコミュニケーションやまちの魅力の発信に努めていくことが重要です。

### (参考)

#### 旭川市市民参加推進条例（平成 14 年 7 月 4 日条例第 36 号）

##### （情報の公表）

第 9 条 市の機関は，市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は，当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし，旭川市情報公開条例（平成 17 年旭川市条例第 7 号）第 7 条各号に掲げる事項及び第 8 条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

#### 旭川市情報公開条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 7 号）

##### （情報公開の総合的な推進）

第 23 条 実施機関は，公平，公正で透明な市政を推進し，市政への市民参加の推進に資するため，市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう，公開請求に基づく公文書の公開のほか，情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

##### （情報提供施策の拡充）

第 24 条 実施機関は，情報公開の総合的な推進のため，広報及び広聴活動を充実させ，市政に関する刊行物その他の資料の積極的な情報提供を行うとともに，高度情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供を推進することにより，情報提供施策の拡充を図るよう努めるものとする。

# 目 次

---

はじめに	1
目次	2
第1章 広報戦略が必要になった背景	
1 行政に求められる取組	3
2 広報活動が今後果たすべき役割	4
3 本市の広報活動の現状と課題	6
第2章 基本的な考え方	
1 基本目標	14
2 基本的な方向性	14
3 基本戦略	15
4 広報活動の基本姿勢	15
5 推進期間	15
6 当面の目標及び判断指標	16
第3章 広報戦略	
基本戦略1 職員一人一人の意識改革	17
基本戦略2 市民の理解と協働につながる 広報媒体の充実と活用	19
基本戦略3 まちの魅力の再発見と発信強化	25
〈参考〉 旭川市広報戦略プランの概要	27
広報戦略プラン取組例一覧	28